

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法に基づき原村防災会議が作成する「原村地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準ずる。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定でき得る事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

資 料 編	・ 原村防災会議委員名簿 (P. 1305)
	・ 原村防災会議条例 (P. 1311)

第2節 防災の基本方針

風水害対策編第1章第2節「防災の基本方針」を準用する。(P.16)

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合整備を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 原村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
原村	(1) 原村防災会議、原村地震災害警戒本部及び村災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等の伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 村内における公共的団体の指導、自主防災組織の育成に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 こと。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 こと。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 こと。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 こと。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融資あっせんに関する事 こと。 イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事 こと。
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 こと。 イ 関係機関との連絡調整に関する事 こと。
(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 地震災害時における食料の供給等に関する事 こと。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関する事 こと。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための 指導に関する事 こと。 エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並 びに農地の保全にかかる施設等の整備に関する事 こと。
(5) 中部森林管理局	ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の設備、管理の適正化 に関する事 こと。 イ 地震に伴う林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 こと。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関する事 こと。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保 に関する事 こと。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 こと。 ウ 被災中小企業の振興に関する事 こと。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事 こと。
(8) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並び に船舶及び自動車による輸送の確保に関する事 こと。
(9) 東京管区气象台(長 野地方气象台)	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等に関連する情報等の通報 に関する事 こと。 イ 地震防災知識の普及に関する事 こと。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関する事 こと。
(10) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関する事 こと。 イ 非常通信に関する事 こと。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関 する事 こと。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害 放送局用機器の貸出に関する事 こと。
(11) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関す る事 こと。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事 こと。
(12) 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制 定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

(12) 中部地方整備局	イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(13) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(14) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること

4 諏訪広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	(1) 防火対象物等査察・防火指導に関すること。 (2) 危険物の防火指導に関すること。 (3) 建築物の消防同意事務に関すること。 (4) 火災調査に関すること。 (5) 消火活動に関すること。 (6) 救急・救護活動に関すること。 (7) 防火相談、救急講習に関すること。

5 長野県警察本部（茅野警察署、原村警察官駐在所）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県警察本部 （茅野警察署、原村警察官駐在所）	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

6 陸上自衛隊（第13普通科連隊）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 （第13普通科連隊）	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便株式会社 信越支社 （原郵便局）	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に関わる災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) 電気通信事業者 （東日本電信電話株式会社（長野支店）、株式会社NTTドコモ（長野支店）、KDDI株式会社、ソフト	ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。

バンク株式会社、 楽天モバイル株式 会社)	
(3) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 イ 損傷通貨の引換えに関する事。
(4) 日本赤十字社 (長野県支部)	ア 医療、助産等救助、救護に関する事。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 ウ 義援金の募集に関する事。
(5) 日本放送協会 (長野放送局)	地震情報等広報に関する事。
(6) 日本通運株式会社 (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力 に関する事。
(7) 中部電力パワーグ リッド株式会 社 (諏訪営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事。 イ 電力の供給に関する事。
(8) 中日本高速道路株 式会社	中央自動車道の防災に関する事。

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) アルピコ交通株式 会社	地震災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する こと。
(2) 公益社団法人長野 県トラック協会	地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に 関すること。
(3) 放送事業者 (信越放送株式会 社、株式会社長野 放送、株式会社テ レビ信州、長野朝 日放送株式会社、 長野エフエム放 送株式会 社、エル シーブイ株式会 社)	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(4) 長野県情報ネット ワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事。
(5) 一般社団法人長野 県医師会、一般社 団法人長野県歯科 医師会、公益社団 体法人長野県看護 協会	地震災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する事。
(6) 社団法人長野県薬 剤師会	地震災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関する事。
(7) 一般社団法人長野 県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関する事。
(8) 一般社団法人長野 県建設業協会	地震災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する事。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 信州諏訪農業協同組合	ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給に関すること。 カ 応急生活物資の確保・供給に関すること。
(2) 諏訪森林組合	ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 原村商工会	ア 県、村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(4) 一般社団法人諏訪郡医師会、一般社団法人諏訪郡歯科医師会	ア 地震災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 イ 地震災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること。
(5) 一般社団法人諏訪薬剤師会	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(8) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(9) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 地震災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(11) 原村消防団	ア 情報収集・伝達に関すること。 イ 災害等にかかる警戒防ぎょ活動に関すること。 ウ 避難誘導に関すること。 エ 消防・水防活動に関すること。 オ 被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関すること。
(12) 社会福祉協議会、区長会等	ア 村が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。 ウ 災害ボランティア及び災害派遣福祉チーム（DWA T）に関すること。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧（P.1301）

第4節 防災面からみた原村の概要

第1 地盤

本村周辺の地盤は、次のとおりである。

地 域	地 盤 の 状 況
諏訪盆地	諏訪湖南部及び中央線小野駅西部から古町にかけて悪質地盤がある。諏訪湖南部は、上川や宮川による新しい河川堆積層やスモク層が軟弱地盤を造っている。原村を含む、茅野市から富士見町にかけては比較的良好な地盤が続いている。

第2 本村にかかる活断層

長野県の活断層としては、①信濃川断層帯、②糸魚川-静岡構造線断層帯（北部）、③糸魚川-静岡構造線断層帯（中部）、④伊那谷断層帯、⑤阿寺断層帯が存在する。

本村においては、活断層は確認されていないが、隣接する茅野市、富士見町において、糸魚川-静岡構造線断層帯（中部）が確認されている。

第3 自然的条件にみる災害の要因

本村のおかれた自然的環境は、県内では厳しくはないが、自然的環境と人為的な諸要因が関連して災害へ発展する可能性は常に内在する。

特に、地震の可能性については、糸魚川-静岡構造線断層帯等の活断層による地震の発生が予想される。

本村は地震防災対策推進地域の指定を受けており、南海トラフ地震が起きた場合、震度5弱～6弱程度の地震が予想されている。

第4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化など社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- (1) 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難・誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。
- (2) ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (3) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自治会等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

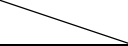
長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施された県地震被害想定調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、原村に予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とする。

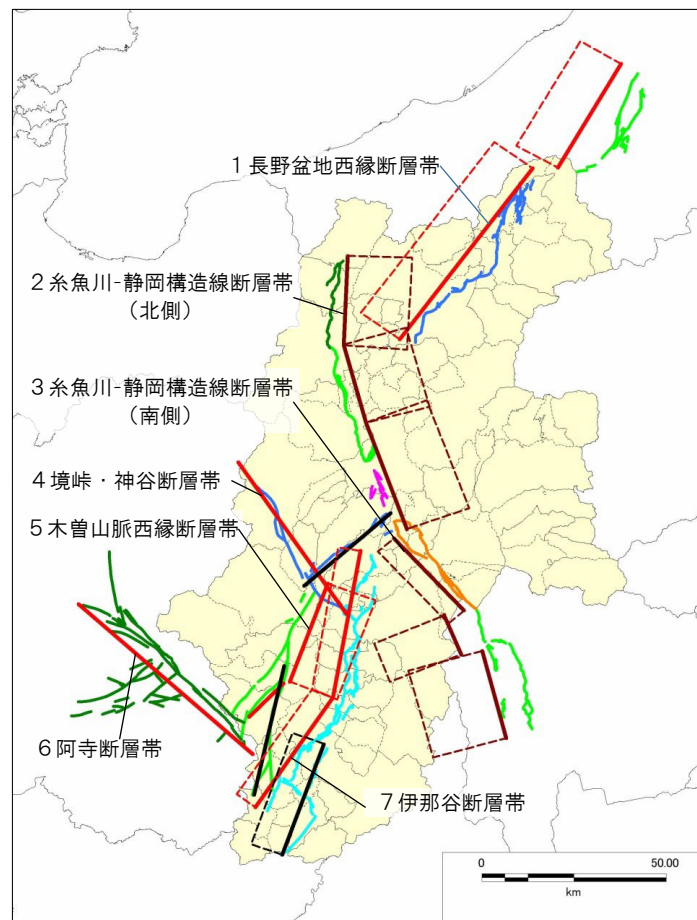
第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

○想定地震の諸元

想定地震		震源諸元	マグニチュード	長さ(km)	傾斜角(最大)	位置等
1	長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)		7.8	58	45° W	飯山市～長野市
2	糸魚川-静岡 構造線断層帯	全体	8.5	150		小谷村～富士見町
		北側	8.0	84		
		南側	7.9	66		
3	境峠・神谷断層帯		7.6	47	90°	松本市～伊那市
4	木曾山脈西縁断層帯		7.5	40	90°	木曾町～南木曾町
5	阿寺断層帯		7.8	60	90°	岐阜県
6	伊那谷断層帯		8.0	79	70° W	辰野町～平谷村
7	東海地震		8.0	115	34° W	石橋モデル
8	南海トラフ地震		9.0	670 (全域)	30°	駿河湾南方～四国沖

想定震源（活断層）の位置



第3 被害の概要

1 県及び原村の地震被害想定の結果

○被害想定結果（長野県全体）

項目	想定地震	長野盆地 西縁断層帯 (信濃川断層帯)	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷 断層帯	阿寺断層帯	木曽山脈西 縁断層帯
			全体	北側	南側			
国による 地震発生確率 (30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6～11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0～4%
規模 (マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
県内最大震度		7	7	7	7	7	6強	6強
人的被害	死者	2,350人	7,060人	790人	2,100人	1,550人	20人	390人
	重傷者	8,360人	15,800人	3,230人	5,350人	4,500人	100人	1,180人
	負傷者	16,040人	31,240人	6,130人	11,440人	8,530人	280人	2,350人
	避難者	167,750人	367,540人	65,080人	112,050人	103,820人	1,910人	32,720人
建築物全壊棟数		33,590棟	81,950棟	10,570棟	26,880棟	14,780棟	100棟	2,230棟
焼失棟数 (冬18時、強風時)		11,830棟	21,720棟	650棟	5,400棟	2,020棟	0棟	120棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数 (夏12時、強風時)		810棟	1,880棟	730棟	660棟	900棟	40棟	340棟

項目	想定地震	境峠・ 神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
				基本	陸側
国による 地震発生確率 (30年以内)		0.02～13%	60～70%		
規模 (マグニチュード)		7.6	8.0	9.0	9.0
県内最大震度		7	6弱	5強	6弱
人的被害	死者	340人	20人	40人	180人
	重傷者	690人	70人	180人	2,110人
	負傷者	1,390人	380人	770人	4,440人
	避難者	28,520人	2,580人	8,280人	59,690人
建築物全壊棟数		1,640棟	わずか	わずか	1,260棟
焼失棟数 (冬18時、強風時)		0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊による 全壊棟数 (夏12時、強風時)		280棟	40棟	80棟	760棟

※ 値はいずれも、いくつかのケースの中の最大値

※ 出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

震災対策編 第1章第5節
被害想定

○ 被害想定結果（原村）

項目		想定地震	糸魚川-静岡構造線断層帯			伊那谷断層帯	阿寺断層帯	木曽山脈西縁断層帯
		長野盆地西縁断層帯 (信濃川断層帯)	全体	北側	南側			
国による地震発生確率 (30年以内)		ほぼ0%	14%			ほぼ0%	北部 6～11% 南部 ほぼ0%	北部 ほぼ0% 南部 0～4%
規模 (マグニチュード)		7.8	8.5	8.0	7.9	8.0	7.8	7.5
最大震度		4	6強	5弱	6強	6弱	4	5弱
人的被害	死者	0人	30人	わずか	40人	わずか	0人	わずか
	重傷者	0人	180人	わずか	200人	10人	0人	わずか
	負傷者	0人	330人	わずか	360人	10人	0人	10人
	避難者	0人	2,070人	10人	2,400人	270人	0人	10人
建築物被害	全壊	0棟	500棟	0棟	630棟	わずか	0棟	0棟
	半壊	0棟	1,230棟	0棟	1,260棟	60棟	0棟	0棟

項目		想定地震	境峠・ 神谷断層帯	東海地震	南海トラフ地震	
					基本	陸側
国による地震発生確率 (30年以内)			0.02～13%	60～70%		
規模 (マグニチュード)			7.6	8.0	9.0	9.0
最大震度			5強	5強	5弱	5強
人的被害	死者		わずか	わずか	わずか	わずか
	重傷者		わずか	わずか	わずか	10人
	負傷者		10人	10人	10人	20人
	避難者		20人	20人	30人	340人
建築物被害	全壊		0棟	0棟	0棟	わずか
	半壊		わずか	0棟	わずか	100棟

※ 値はいずれも、いくつかのケースの中の最大値

※ 出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書

2 東海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年3月公表）

○人的被害（死者：人）

発生	予知情報	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

—：わずか

○建物被害（全回棟数：棟）

地震動	予知情報	揺れ	液状化	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約1,300	約900	約600	約1,500	約4,200
	予知情報あり	約1,300	約900	約600	—	約2,800

—：わずか

3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果

（中央防災会議：平成24年8月公表）

○人的被害（死者：人）

発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
夏12時	約20	—	—	約20
冬18時	約30	約10	—	約40
冬深夜	約50	約10	—	約60

—：わずか

○建物被害（全回棟数：棟）

地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
基本ケース	—	約600	—	—	約600
陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400

—：わずか

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強い村づくり

第1 基本方針

本村における構造物、施設等について、「防災基本計画」によるほか「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図るとともに、地震防災緊急事業五箇年計画」等を作成し、それに基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い村づくりを行う。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性の確保、村土保全機能の増進等地震に強い村土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い村づくりを推進する。

第3 計画の内容

- 1 地震に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

本村は、八ヶ岳西麓の緩急傾斜地に位置している。地質は村全域にわたって火山灰土壌であるが、一部、沢地に沖積層土壌がある。全般的に、本村の地盤は比較的良好。

過去の地震被害の記録は、善光寺地震（弘化4年）以来ないが、村に隣接する茅野市、富士見町に糸魚川―静岡構造線断層帯があり、将来直下型地震による大きな被害が予想されるため、地震災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、南海トラフ地震の対象に国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

カ 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を設定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。

2 地震に強い村づくり

(1) 現状及び課題

建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、一層地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮した村づくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 地震に強い村の構造の形成

(ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取り組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(イ) 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び土地区画整理事業による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

イ 建築物の安全化

(ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命、救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

(ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

エ 地質、地盤の安全確保

(ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を

適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

- (イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築、災害対策本部組織の充実を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (エ) 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (オ) 他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえて、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- (カ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (キ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ク) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。(P.108)

第3節 活動体制計画

風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」を準用する。(P.110)

第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」を準用する。(P.113)

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、原村国保診療所をはじめとする村内医療機関及び諏訪中央病院と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、災害の規模によっては、県計画の二次医療圏の地域災害医療センター（諏訪赤十字病院）等へ協力を依頼する。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関とともに正確に把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 原村国保診療所を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、原村国保診療所の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

本村においては、救助・救急車両の整備及び運行は諏訪広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行を充足していく必要がある。

消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めている必要がある。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

イ 大規模・特殊災害に対応できるような高度な技術・資機材を有する救助隊の整備、救急救命士の計画的配置の推進に努める。

ウ 消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・区（自治会）を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対してこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、「災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書」に基づき諏訪中央病院組合に保管業務の委託を行っている。村は、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制の確保について、諏訪中央病院組合とあらかじめ協議・調整を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 諏訪中央病院組合における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。また、定期的な在庫確認を行う。

イ 近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

ウ 診療所等における医療品等の備蓄を図る。

資 料 編 ・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1351) ・原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)
--

3 災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心とした災害医療支援体制の整備

災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心に、諏訪中央病院等と連携し、各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

4 消防及び医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならない。原消防署は、耐震性があるが、消防団詰所は、すべて新耐震性基準以前に建築された建物であり、耐震性がないことから適切な対策を速やかに実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 新耐震基準以前に建築された消防団詰所等を最優先に耐震診断の当該診断結果に基づく耐震化計画等を作成する。

また、定期的な建物診断を実施し、当該建造物等の管理の徹底を図る。

イ 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な建造物等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施する。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図る。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 大規模地震災害等集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成、任務等

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連携

(ケ) 報告及び広報

(コ) 訓練計画

(サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

資 料 編	・災害時の医療救護活動に関する協定書（諏訪郡医師会）（P. 1337）
	・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）（P. 1342）
	・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書（諏訪中央病院組合）（P. 1351）
	・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（茅野市諏訪郡歯科医師会）（P. 1362）

第6節 消防・水防活動計画

風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」を準用する。(P. 124)

第7節 要配慮者支援計画

風水害対策編第2章第8節「要配慮者支援計画」を準用する。(P. 128)

第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」を準用する。(P. 134)

第9節 障害物の処理計画

第1 基本計画

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取り組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な技術者を確保する体制を整備する。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき基幹道路の管理は、県又は村が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア 建設協会と協議し、体制を整備する。また、中部電力パワーグリッド株式会社と事前協議を行い、体制整備を図る。

イ 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害除去対策の整備を図る。

ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

エ 住民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第10節 避難収容活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講じることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を作成し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画作成を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の作成

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想されるため、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

ア 県及び村は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

イ 村及び地域振興局は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

ウ 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

エ 自宅療養者等の避難の確保を図るため、村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避

難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努める。

(2) 実施計画

ア 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織等の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- (ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- (イ) 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (オ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する救急・救護
- (カ) 避難場所の管理に関する事項
 - a 避難の受入中の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
- (キ) 広域避難地等の整備に関する事項
 - a 収容施設
 - b 給水施設
 - c 情報伝達施設
- (ク) 避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行	○有線放送、広報車による周知
○住民に対する巡回指導	○避難誘導員による現地広報
○防災訓練等	○区（自治会）を通じた広報

イ 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者の所在、支援の要否等の把握に努め、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、避難行動要支援者名簿を作成する。安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を作成する。

- (ア) 所在、支援の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様

- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び避難行動要支援者の行動計画
- (カ) 個人情報の保護に配慮した情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、避難行動要配慮者利用施設について、これらの施設、自治会等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

ウ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を作成するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

エ 住民が実施する計画

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

- a 家の中でどこが一番安全か
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか
- d 及び避難路はどこにあるか
- e 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

(ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

オ 企業等において実施する計画は次のとおりとする。

(ア) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄に努める。

2 指定緊急避難場所・指定避難所等の確保

(1) 現状及び課題

より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性の点検及び要配慮者に配慮した、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、指定緊急避難場所、指定避難所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための資機材等の備蓄が必要である。

(2) 実施計画

ア 震災時の一時待避所としての屋外の避難地及び避難生活のための避難施設についてそれぞれ指定する。

イ 次に掲げる事項に留意のうえ、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定を行う。

(ア) 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。

(イ) 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の安全性に特に配慮すること。

(ウ) 定められた指定緊急避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。

(エ) 上記をもとに、指定緊急避難場所、指定避難所の適正配置について十分留意すること。

ウ 村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源を確保等の必要な配慮をするよう努める。

エ 村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

オ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

カ 村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

キ 村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ク 学校を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。

ケ 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と避難場所の相互提供等について協議しておく。

コ 指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し安全な空間となるよう努める。

サ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症

患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から総務課と保健福祉課が連携し、検討するよう努める。なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

シ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の他、空調、洋式トイレ等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電整備に努める。

ス テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

セ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄倉庫を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

ソ 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の住民への周知徹底に努める。

タ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、指定避難所では生活が困難な避難行動要支援者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。

なお、災害発生時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

チ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

ツ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所・指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めている。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。

テ 長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

ト 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ナ 他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめきめておくように努める。

ニ 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

資料編 ・ 避難施設一覧（P. 1435）

3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借り上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所・指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 周辺市町村から要請のあった場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供する。

4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、小学校、中学校、幼稚園、保育所（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即した適切な避難対策をたてておく。

ア 防災計画

(ア) 学校長等は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

(イ) 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに村教育委員会又は村保健福祉課に報告するとともに教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- a 地震対策に係る防災組織の編成
- b 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法

- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - i 児童生徒等の救護方法
 - j 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
 - l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - m 防災訓練の回数、時期、方法
 - n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - o 震災後における応急教育に関する事項
 - p その他、学校長が必要とする事項
- イ 施設・設備の点検管理
- 学校における施設・設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。
- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の作用又は地震の衝撃によりどのような破損になりやすいか留意して点検する。
 - (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。
- ウ 防火管理
- 地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- エ 避難誘導
- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

イ 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

第11節 孤立防止対策

風水害対策編第2章第12節「孤立防止対策」を準用する。(P. 145)

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。(P. 147)

第13節 給水計画

風水害対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。(P. 149)

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。(P. 151)

第15節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震等により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

危険物等の施設においては、大規模地震発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保及び、緩衝地帯の整備及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安管理教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性、耐震性の向上を図る。

(ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

イ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧（P. 1458）

第16節 上水道施設災害予防計画

風水害対策編第2章第17節「上水道施設災害予防計画」を準用する。(P.154)

第17節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道施設は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強い村づくりに資する下水道の整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 重要な管渠及び処理場のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講じる。

イ 新たに建設する管渠及び処理場については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講じる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ作成する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との間で広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を作成する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できるよう備える。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

風水害対策編第2章第19節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。(P. 157)

第19節 災害広報計画

風水害対策編第2章第20節「災害広報計画」を準用する。(P. 163)

第20節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第2章第21節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。(P. 165)

第21節 防災むらづくり計画

風水害対策編第2章第22節「防災むらづくり計画」を準用する。(P. 167)

第2.2節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取り組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物対策及び、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。
- 4 村の自主防災組織の活動環境整備に関して、消防防災施設整備費補助事業、すまいの安全「とうかい」防止対策事業等の助成措置を講じる。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

村有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

イ 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

ウ 防火管理者の設置

学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

エ 緊急地震速報の活用

施設管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、

耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

イ 耐震診断・耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

ウ 土砂災害危険区域指定等を考慮し、がけ地近接等危険と判断できる住宅については、移転の推進を図る。

エ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村はそれらの制度の普及促進に努める。

オ 建築物の所有者等が行う対策

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(イ) 県の「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

(ウ) 地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下物、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ 住民は、外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。また、地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討するとともに対策を講じる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は原村文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における文化財についても、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P.1461)

(2) 実施計画

ア 村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置を促進する。

(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

イ 文化財所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

ウ 建造物内にある文化財の把握に努める。

第23節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

この対策として、構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために本村は、原村建設事業協同組合と「災害時における応急措置に関する協定」を締結している。

資料編 ・災害時における応急措置に関する協定書（P.1367）

(2) 実施計画

関係機関との協力体制を整備する。

第24節 河川施設災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の整備を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。また、水害に強い村土作りを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。

第25節 ため池災害予防計画

風水害対策編第2章第26節「ため池災害予防計画」を準用する。(P.172)

第26節 農林産物災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保・適地適木の原則を踏まえた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 諏訪農業農村支援センターの指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

地震による農作物被害の軽減を図るため、諏訪農業農村支援センター等の指導により、農作物等災害対策指針を作成し、予防対策の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数が経過するなど耐震性の劣る施設もみられることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が必要である。

(2) 実施計画

諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防対策の周知徹底を図る。

住民は、生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。また、新たな施設の設置にあたっては、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

震災による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、県により適正な形状比の立木仕立ての指導を受けている。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

イ 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ 住民は、村が計画的に行う森林整備に協力するとともに、施設の補強等対策の実施に努める。

第27節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強い村づくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取り組み

- 1 冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 2 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 3 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 4 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 5 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 6 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 7 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

第3 計画の内容

1 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、県、村、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 村は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

ウ 住民は、地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

2 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む。）の除・圧雪体制を整備する。

3 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

村内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

4 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

ウ 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。

エ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

5 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講じる。

ア 地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

イ 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

6 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

ア 村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第28節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の養成及び体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

建築物、宅地関係	県は災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。
道路・橋梁関係	地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

建築物、宅地関係	村は、被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。
道路・橋梁関係	重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。

- 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化
- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

資料編	・重要水防箇所一覧 (P. 1455)
	・危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設の耐震性を向上させる。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

資料編	・村内危険箇所 (P. 1453)
-----	-------------------

第29節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、村は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

- 1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 地震及び津波に関する一般的な知識
- d 警報等や、避難指示等の意味や内容

- e 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）及び津波に関する知識
- g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- k 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- l 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- m 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- n 正確な情報入手の方法
- o 要配慮者に対する配慮
- p 男女のニーズの違いに対する配慮
- q 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- r 防災関連機関が講じる災害応急対策等の内容
- s 避難生活に関する知識
- t 平常時から住民が実施し得る、応急手当、おおむね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- u 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- v 南海トラフ地震（東海地震を含む。）に関する知識
 - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- w 緊急地震速報を受けたときの適切な対応
- x 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

- y 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- z 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するよう努める。
- aa 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ 災害時における行動のとりかた、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。
- ウ 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震のおそろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきかを体験できる機会を設ける。
- エ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- オ 区（自治会）等における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- カ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ク 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係わる地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。
- ケ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- コ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
- サ 地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。
- シ 住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。
 - (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
 - (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
 - (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
 - (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
 - (オ) 備蓄食料の試食及び更新
 - (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (キ) 地域の防災マップの作成

(ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

ス 企業等においては、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえ、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

セ 村は、自助、共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域の防災力を高めるため、地区防災計画の提案手続の検討及び住民への周知を図る。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館、ホテル、スーパー等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小学校、中学校、幼稚園、保育所（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように村その他関連機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識

ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割

オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第30節 防災訓練計画

風水害対策編第2章第30節「防災訓練計画」を準用する。(P. 182)

第31節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第2章第31節「災害復旧・復興への備え」を準用する。(P. 185)

第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第2章第32節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。(P. 187)

第33節 ボランティア活動の環境整備計画

風水害対策編第2章第33節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。(P. 189)

第34節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、建物の多様化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、情報等について指導を受ける必要がある。

第2 主な取組み

県、各関係機関等と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 実施計画

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの蓄積に努める。

第35節 観光地の災害予防計画

風水害対策編第2章第35節「観光地の災害予防計画」を準用する。(P.192)

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した場合は、直ちに住民等への伝達に努める。

地震災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況の調査を行う。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

2 報告の種類

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したとき直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表「担当課」欄に掲げる課等が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、村は、村の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となったものについて、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調 査 事 項	担 当 課	協 力 機 関
概況速報	総務課	諏訪地域振興局総務管理課
人的及び住家の被害	住民財務課	諏訪地域振興局総務管理課
高齢者等避難・避難指示等 避難状況	総務課	諏訪地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	保健福祉課	諏訪保健福祉事務所福祉課
農・畜・水産業被害	農林課	諏訪地域振興局農地整備課・諏訪農業農村支援センター・信州諏訪農業協同組合・諏訪森林組合
農地・農業用施設被害	農林課	諏訪地域振興局農地整備課・土地改良区
林業関係被害	農林課	諏訪森林組合環境森林課・諏訪地域振興局林務課・中部森林管理局南信森林管理署
公共土木施設被害	建設水道課	諏訪建設事務所整備課
水道施設被害	建設水道課	諏訪地域振興局環境課
下水道施設被害	建設水道課	諏訪湖流域下水道事務所
廃棄物処理施設被害	建設水道課・施設管理者	諏訪地域振興局環境課
感染症関係被害	保健福祉課	諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課
医療施設関係被害	保健福祉課、原村国保診療所	諏訪保健福祉事務所総務課
商工関係被害	商工観光課	諏訪地域振興局商工観光課・原村商工会
観光施設被害	商工観光課	諏訪地域振興局商工観光課
教育関係被害	子ども課	南信教育事務所
村有財産被害	住民財務課	
水害等情報	総務課	

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、資料編に掲げるとおりとする。

資 料 編 ・ 被害認定基準 (P. 1463)

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編に掲げるとおりとする。

資 料 編 ・ 被害状況報告等の様式 (P. 1464)

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地方事務所等に報告する。

(3) 実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の2において村が調査機関として定められている事項については、被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により諏訪地域振興局等に報告する。

なお、火災・災害等即報要領「第3 直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到着時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

村、県、放送事業者は、伝達を受けた緊急地震速報を村防災行政無線等により住民への伝達を行う。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定された時に、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定された時に、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上を観測した場合に、発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の

心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグネチュード)を発表。

(エ) 地震情報(震源・震度に関する情報)

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報(警報)を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所(震源)やその規模(マグネチュード)、震度3以上の地域名と市町村の観測したを発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない拠点がある場合は、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報(その他の情報)

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(カ) 地震情報(各地の震度に関する情報)

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグネチュード)を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表する。

(キ) 地震情報(推進震度分布図)

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグネチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表する。

6 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施する。

- (1) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- (2) 有線放送、ホームページ、広報車等を活用し住民への迅速な周知に努める。
- (3) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

別記 災害情報収集連絡系統

風水害等対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」別記を準用する。(P. 218)

第2節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

村域に地震災害が発生、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については第5章第2節別表「東海地震に関連する情報時の体制」の記載による。

南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制については第6章第2節「南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制」の記載による。

第2 主な活動

地震災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、村災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 責務

村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

各体制の配備体制及び人員については、別表3及び別表4のとおりとする。

なお、関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておく。

3 職員の参集

(1) 参集方法

ア 指示によらない参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分に注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、別表3の「指示によらない参集の基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集する。

イ その他の場合

別表3の「指示によらない参集の基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておく。

(2) 自主参集

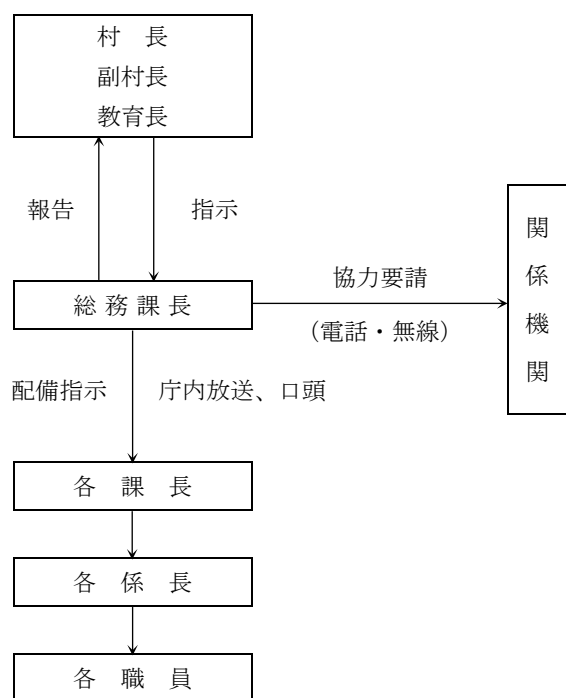
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等を連絡したうえで、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

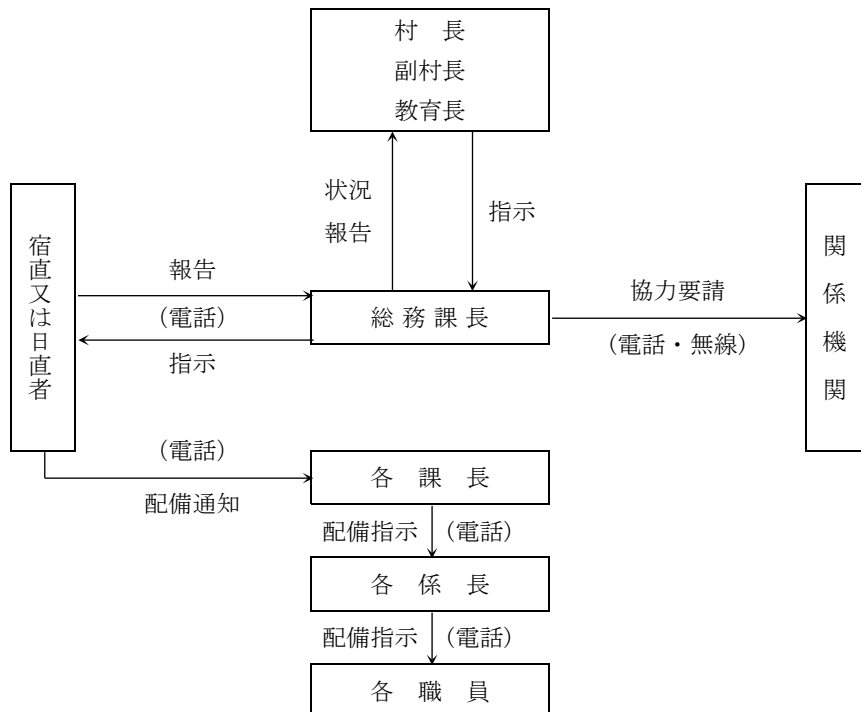
(3) 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく総務課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、前記2 活動体制におけるいずれかの体制をとるべき状況のときで必要があると認める時及び県下に震度6弱以上の地震が発生したときは、村災害対策本部を設置する。

(2) 体制の種別

村長は、村災害対策本部を設置したときは、前記2 活動体制のいずれかの体制をとる。

(3) 本部の組織

村災害対策本部の組織及び事務分掌は、原村災害対策本部条例 に定めるところにより、別表1 及び別表2 のとおりとする。

資料編 ・原村災害対策本部条例 (P. 1313)

(4) 本部設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、その他の公共施設を本部長が指定する。

〈災害対策本部設置場所〉

種 別	名 称	所 在 地	電話番号
原則設置場所	役場庁舎	原村6549- 1	79-2111

(5) 本部長及び副本部長

ア 村長を本部長とし、副村長及び教育長を副本部長とする。

イ 村長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副村長がその職務を代理する。村長、副村長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務課長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

1 位	2 位	3 位
副 村 長	教 育 長	総務課長

(6) 災害対策本部設置・閉鎖の通知

災害対策本部を設置したときは、次の機関等に通知又は公表する。また、役場庁舎玄関に本部標識板を掲出する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当班
県（諏訪地方事務所）	県防災行政無線、電話、その他	総務部総務班
茅野警察署	〃	〃
指定公共機関	〃	〃
一般住民	有線放送、広報車、その他	〃
報道機関	電話、口頭、文書	〃
各部班	庁内放送、電話、その他	〃

(7) 各部班の活動要領

ア 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名する。

イ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を総務部長に報告する。

ウ 総務部長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。

エ 総務部長は、災害の状況、当該災害についての村の対策及び被災者に対する要望事項等を、有線放送、広報車等により住民に周知し、必要に応じ報道機関の協力を得る。

オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

(8) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催する。

イ 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。

ウ 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、総務部長に申し出る。

エ 本部員会議には、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

(9) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、県の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、原村災害対策本部条例の定めるところにより、災害地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものを充てる。

(10) 県の現地災害対策本部との連携

県の現地災害対策本部が村内に設置された場合は、当該現地災害対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(11) 本部の廃止

本部長は、村域内において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ 被害数値がおおむね確定したとき。

オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(12) 災害救助法が適用された場合の体制

村域に災害救助法が適用されたときは、本部長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

別表1及び別表2

風水害等対策編第3章第3節別表1及び別表2のとおりとする。

別表3 震災対策時の配備体制

区分	活動開始基準	活動期間	人員
注意体制	◎村域に震度4以上の地震が発生した場合。 ○災害が発生するおそれのあるときで総務課長が必要と認めたとき。	左記の基準に該当したときから、総務課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	各課長以上 総務課全員
警戒体制	◎村域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○大規模な災害が発生するおそれのあるときで村長が必要と認めたとき。	左記の基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	各係長以上 総務課全員
非常体制	◎村域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ◎東海地震に係る注意情報の発表又は警戒宣言が発令されたとき。 ○大規模な災害が発生するおそれのあるときで村長が必要と認めたとき。	左記の基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	全職員

※各課長は、災害の状況により配備人員を増減することができる。

※活動開始基準の◎は、指示によらない参集の基準

第3節 広域相互応援活動

風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」を準用する。(P. 239)

第4節 ヘリコプターの運用計画

風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。(P. 245)

第5節 自衛隊の災害派遣

風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」を準用する。(P. 250)

第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。(P. 254)

第7節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動内容

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

- a 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力の

みでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣」により行う。

- b 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

ウ 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

エ 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

本項については、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

3 消防体制の整備

村防災計画の防災活動の中核機関となる消防団は、地震被害の特殊性及び複合性から、消防署と情報交換を密にして相互間の防災効率を高める。

ア 活動の主眼

消防団は、分団管轄区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。

イ 消防団本部

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の参集状

況及び消防団の活動状況を掌握して、消防部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処する。

ウ 分団の活動

分団長は、定められた場所へ分団本部を開設し、分団本部は、消防団本部の指示を受けるとともに消防署及び消防団本部の情報交換を密にして分団区域内の自衛自主防災活動を行う。

(ア) 出火防止の広報と初期消火の指導督励

(イ) 災害時の通報

(ウ) 消防隊の活動

(エ) 消防署への協力

(オ) 警防活動

(カ) 救護

(キ) 避難の指示等

資 料 編 ・ 水防倉庫備蓄資材一覧 (P. 1440) ・ 土石流危険溪流 (P. 1454) ・ 重要水防箇所一覧 (P. 1455) ・ ため池一覧 (P. 1456)
--

第8節 要配慮者に対する応急活動

風水害対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。(P. 263)

第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。(P. 268)

第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第3章第11節「障害物の処理活動」を準用する。(P. 272)

第11節 避難収容活動

第1 基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。その際、要配慮者について十分考慮する。

第2 主な活動

- 1 村長は、避難指示を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 村は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を行う。

避難指示を行う者は、関係機関と相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めることとし、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難指示	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	〃
指定避難所の開設、収容	村 長		

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり知事が行う。

イ 避難指示の意味

事項	意味
指示	「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難指示及び報告、通知等

(ア) 村長及び消防署長の行う措置

a 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難の指示を行う。

- (a) 火災が随所に発生し、延焼火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険がある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 伝達方法

住民への伝達は次によるものとする。

(a) 区長（自治会長）への連絡

避難指示は、該当区域内の区長（自治会長）に連絡し、区組織を通じて住民に通知する。

(b) 広報車による伝達

本部及び消防団等関係機関の広報車を動員し、関係地域を巡回して伝達に努める。

(c) 有線放送による伝達

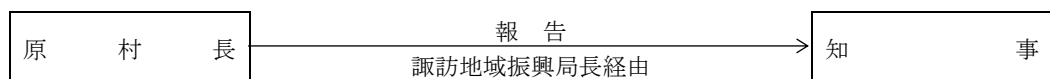
指示、伝達事項を明示し、緊急放送を行う。

(d) テレビ、ラジオ放送による伝達

(e) 消防団の打鐘による伝達

(f) ホームページによる伝達

c 報告（災害対策基本法第60条）



避難指示を行った場合は、直ちに知事へ報告する。

（報告様式2－1）

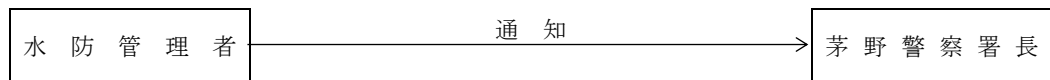
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



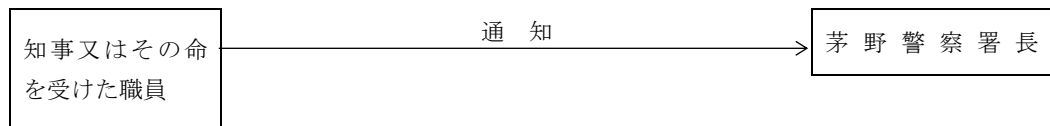
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための措置

水防管理者の指示に同じ。

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講じる。

(e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車などにより、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等、避難行動要支援者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

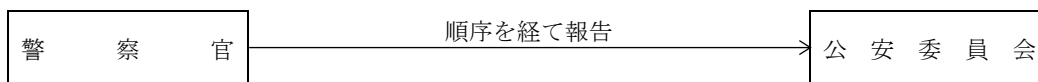
(h) 警察署に一時的に受入れた避難住民については、村の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)

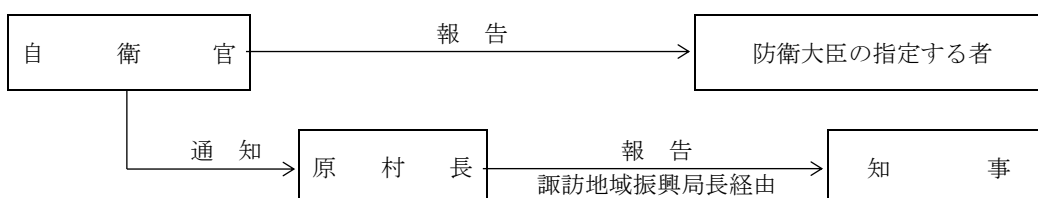


(オ) 自衛官の行う措置

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「(エ) a (d) 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告 (自衛隊法第94条)



エ 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民等への周知

- (ア) 総務部長は、総務班長がまとめた情報等によって避難指示を必要と認めるときは本部長に報告し、その命令により直ちに区長及び消防団長に通知するとともに有線放送、ホームページ等により住民に周知する。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 消防団長は、(ア)の伝達を受けたときは、打鐘員及び伝達員に連絡し、警鐘及び個別伝達により住民に周知する。

(ウ) 総務部総務班長は、有線放送不能地区については村広報車により伝達する。

(エ) 伝達にあたっては避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。

(オ) 避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

(カ) 要配慮者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

(キ) 村は、有線放送、災害情報共有システム（Ｌアラート）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(ク) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生後直ちに地域住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク 村有施設における避難活動

地震災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難にかかわる的確な応急対策を行い、その際、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策

基本法第63条第3項一村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った場合は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が、警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は当該地区の消防団の分団長があたり、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものがあたる。

イ 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

ウ 誘導の方法

(ア) 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(オ) 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ的確な避難誘導を行う。

(カ) 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

(キ) 学校長、保育所及び施設の管理者は、本部長からの避難指示等の伝達を受けたとき

は、各避難所へ児童生徒等を避難させる。その他の要領については、学校長、保育所及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。

(ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、諏訪地域振興局を経由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接隣接市町村、茅野警察署等と連絡して実施する。

(ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。

(コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

エ 避難時の携帯品

誘導員は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

オ 避難時の指導

避難員は、避難立退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全にとどめる等の指導を行う。

カ 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

キ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、上記のカ同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の救出避難生活を支援するために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や区（自治会等）の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。住民財務班は、避難所の開設が必要と認められるときは、本部長に報告しその命令により開設する。また、必要があると認められるときは「災害時における応急危険度判定に関する協定書」に基づき、避難所の応急危険度判定の実施を一般社団法人長野県建築士会諏訪支部に依頼する。

なお、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

イ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

- ウ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- エ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- オ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。避難所が不足する場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「災害時における原村及び原郵便局の協力に関する協定」に基づき、避難所提供等の応援を要請することができる。
- カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
- (ア) 避難者
 - (イ) 住民
 - (ウ) 自治会
 - (エ) 他の地方公共団体
 - (オ) ボランティア
 - (カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- キ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。
- ク 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- ケ 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保・男女のニーズの違い等に配慮する。
- コ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。必要に応じ、指定避難場所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- サ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。
- シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難

所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- ス 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- セ 指定避難所における感染症対策については、長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和2年7月改定長野県危機管理部）等を参考に運営を行う。
- ソ 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- タ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
 - (イ) 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れの委託、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - (オ) 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
 - (カ) 要配慮者の避難生活が長期に及ぶと予想される場合は、村は、原村地域福祉センターを福祉避難所として開設する。必要に応じて、他の社会福祉施設の協力を得るものとする。
- チ 指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- ツ 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行う。
 - (ア) 学校が指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - (イ) 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ村に協力するものとする。なお、

村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

(ウ) 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所となった場合、学校長は、幼児及び生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

テ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討する。

ト 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

ナ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

ニ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ヌ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ネ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供する。

ノ 住民は、避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

ハ 避難所を開設し、住民を収容したときは、直ちに各避難所別に、避難担当職員を派遣駐在させ、収容者の保護、避難所の防疫、避難所の管理にあたる。

なお、駐在員は次の事務を処理する。

(ア) 避難所収容台帳

(イ) 避難所物品受払い簿（救助の種目別物資受払い状況）

(ウ) 避難所設置及び収容状況

(エ) 避難所設置に要した支払い証拠書類及び物品受払い証拠書類の整備

資料編	・ 避難所収容台帳 (P. 1493)
	・ 救助の種目別物資受払状況 (P. 1494)
	・ 避難所設置及び収容状況 (P. 1495)

5 避難後の防災防犯

(1) 避難時の安全対策

避難後の住宅、事業所の防災防犯を図るため、避難時の安全対策として次に掲げる事項を事前に住民、事業主に周知徹底しておく。

ア 戸締り、補強及び家財の流失防止を施すこと。

イ 火気及び危険物（カーバイド、生石灰、ガス等）の始末を完全にすること。

ウ 事業所にあつては、浸水、その他の被害による油脂流失防止、発火しやすい薬品、劇毒物の流失防止、電気、ガス等保安措置を完全にすること。

(2) 避難後の警備

避難後の警備は事前に協議し、警察官、消防団員等で実施し、避難地域の安全対策を図る。

6 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在について、村、県及び関係機関は相互に連携し速やかな非難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 広域避難の対応

(ア) 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(ウ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

イ 広域一時滞在の対応

(ア) 協議

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ 運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機

関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

7 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 周辺市町村に災害が発生した場合には、村の利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

8 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつ決め細やかな情報を適切に提供するように努める。

(2) 実施計画

ア 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努める。

イ 村自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治

会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

ウ 村及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、住宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

エ 村及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

オ 村及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

カ 村及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第4 災害救助法に基づく措置基準

避難所及び応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理に係る費用限度額、機関等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編	・災害救助法施行細則（別表第1・第2）（P.1317） ・避難施設一覧（P.1435）
-----	--

第12節 孤立地域対策活動

風水害対策編第3章第13節「孤立地域対策活動」を準用する。(P. 289)

第13節 食料品等の調達・供給活動

風水害対策編第3章第14節「食料品等の調達・供給活動」を準用する。(P. 292)

第14節 飲料水の調達・供給活動

風水害対策編第3章第15節「飲料水の調達・供給活動」を準用する。(P. 296)

第15節 生活必需品の調達・供給活動

風水害対策編第3章第16節「生活必需品の調達・供給活動」を準用する。(P. 298)

第16節 保健衛生・感染症予防活動

風水害対策編第3章第17節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。(P. 300)

第17節 遺体の搜索及び処置等の活動

風水害対策編第3章第18節「遺体の搜索及び処置等の活動」を準用する。(P. 303)

第18節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第3章第19節「廃棄物の処理活動」を準用する。(P.305)

第19節 物価安定等に関する活動

風水害対策編第3章第20節「物価安定等に関する活動」を準用する。(P.308)

第20節 危険物施設等応急活動

風水害対策編第3章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。(P.309)

第21節 上水道施設応急活動

風水害対策編第3章第22節「上水道施設応急活動」を準用する。(P.311)

第22節 下水道施設応急活動

風水害対策編第3章第23節「下水道施設応急活動」を準用する。(P. 312)

第23節 通信・放送施設応急活動

風水害対策編第3章第24節「通信・放送施設応急活動」を準用する。(P. 314)

第24節 災害広報活動

風水害対策編第3章第25節「災害広報活動」を準用する。(P. 322)

第25節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第3章第26節「土砂災害等応急活動」を準用する。(P. 324)

第26節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、公共建築物は復旧活動の拠点となるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

- ア 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対しあわてずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保するよう必要な措置を講じる。
- ウ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

- ア 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講じる。
- イ 災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- ウ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

〈被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施〉

種 別	実 施 事 項
被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
被災宅地危険度判定士による調査	宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。

エ 建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

文化財の所有者は、次の対策を実施する。

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。

資 料 編 ・ 指定文化財一覧 (P. 1461)

第27節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第3章第28節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。(P. 328)

第28節 河川施設応急活動

風水害対策編第3章第29節「河川施設応急活動」を準用する。(P. 329)

第29節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するための応急危険度判定士の派遣等の活動を行うとともに、建造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検の活動を行う。

第3 活動の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 建築物や宅地関係

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

イ 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても余震等による損壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

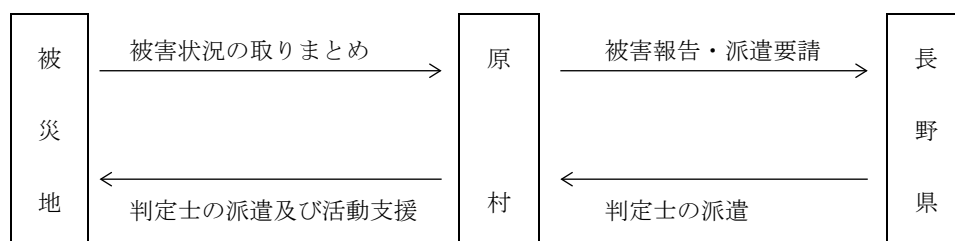
(2) 実施計画

ア 建築物や宅地関係

(ア) 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- a 応急危険度判定士の派遣要請
- b 応急危険度判定を要する建築物や宅地又は地区の選定
- c 被災地域への派遣手段の確保
- d 応急危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入り禁止等の措置をとる。



(ウ) 応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

(エ) 災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要もっと小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

イ 道路・橋梁関係

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

(2) 実施計画

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、本村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

資 料 編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて水防活動を実施する。

資 料 編 ・ 重要水防箇所一覧 (P. 1455)

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

資料編 ・土石流危険渓流 (P. 1454)

第30節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

本村には9箇所のため池がある。これらのため池が地震による決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況等を把握し、県に報告するとともに協力を要請し、迅速な応急工事を実施する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

大規模な地震が発生した場合には、要補強ため池について速やかに緊急点検する。

ため池が決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

(2) 実施計画

ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県、関係機関へ通報する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

エ 管理団体においては、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに村に報告する。

資料編 ・ ため池一覧 (P. 1456)

第31節 農林産物災害応急活動

風水害対策編第3章第32節「農林産物災害応急活動」を準用する。(P. 333)

第32節 文教活動

本節に定めのない事項については、風水害対策編第3章第33節「文教活動」を準用する。(P.335)

第1 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画（村教育委員会）

学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等と整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出にあたる。

イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、搜索・救出にあたるとともに避難状況を村教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向又は同一地区ごとに集団行動をとらせる。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、緊急メール等による連絡のうえで保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 児童生徒等が在宅時の際の対応

学校長等は、震災発生に際して、休校情報や学校等施設・設備に係る被害の状況を、緊急メール等によって周知するとともに、児童生徒等の被災状況の把握に努める。

また、学校施設が避難所として使用される場合は、保護者に周知する。

第 3 3 節 飼養動物の保護対策

風水害対策編第 3 章第34節「飼養動物の保護対策」を準用する。(P. 339)

第 3 4 節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第 3 章第35節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。(P. 340)

第 3 5 節 義援物資・義援金の受入れ体制

風水害対策編第 3 章第36節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。(P. 342)

第 3 6 節 災害救助法の適用

風水害対策編第 3 章第37節「災害救助法の適用」を準用する。(P. 344)

第 3 7 節 観光地の災害応急対策

風水害対策編第 3 章第38節「観光地の災害応急対策」を準用する。(P. 346)

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

風水害対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。(P. 401)

第2節 迅速な原状復旧の進め方

風水害対策編第4章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。(P. 402)

第3節 計画的な復興

風水害対策編第4章第3節「計画的な復興」を準用する。(P. 404)

第4節 資金計画

風水害対策編第4章第4節「資金計画」を準用する。(P. 407)

第5節 被災者等の生活再建等の支援

風水害対策編第4章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。(P. 408)

第6節 被災中小企業等の復興

風水害対策編第4章第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。(P. 414)

第5章 東海地震等に関する事前対策活動 (地震防災強化計画)

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、村の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、大震法の成立以来四半世紀を経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い、公表した。その結果を踏まえて、平成14年4月24日には長野県内では本村を含めた13市町村が新たに指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は25市町村（平成24年4月1日現在）となった。

このため、村は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合、又は東海地震に関連する情報が発せられた場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止する。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。（P.503）

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 東海地震に関連する情報時の体制

1 配備基準

村長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報の種別	活動体制	非常配備要員	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時） （安心情報は除く） （カラーレベル 青）	東海地震 観測体制	各課長以上 総務課全員	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合） （カラーレベル 黄）	東海地震 注意体制	全職員	①東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置の準備 ③地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・学校の児童生徒の引渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び 東海地震予知情報 （カラーレベル 赤）	警戒宣言発令	全職員	①地震災害警戒本部の設置
	東海地震 警戒体制	全職員	①東海地震予知情報等の収集及び伝達 ②村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び県への報告 ③村内における地震応急対策の総合調整及び推進 ④地震防災応急対策の実施
発災	全体体制	全職員	①地震災害対策本部の設置 ②応急対策活動

※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報」をいう。

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

第2 地震災害警戒本部の設置

村長は、警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合、直ちに原村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

東海地震発生のおそれなくなった旨の情報が発表されたとき並びに警戒宣言が解除されたとき、又は他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

第3 警戒本部の組織及び運営

警戒本部の組織及び運営は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令（以下「大震法施行令」という。）、原村地震災害警戒本部条例及び原村地震災害警戒本部規則に定めるところによる。

1 警戒本部の構成

警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	村長
副本部長	副村長
本部員	教育長、総務課長、住民財務課長、保健福祉課長、農林課長、商工観光課長、建設水道課長、子ども課長、生涯学習課長、議会事務局長、会計室長、消防室長、茅野警察署原駐在所長、原村消防団長、原村商工会長、原郵便局長、信州諏訪農業協同組合原村支所長
本部職員	本部員を除く村職員

2 組織及び事務分掌

警戒本部の組織及び事務分掌は、別表に定めるとおりとする。

資料編	・原村地震災害警戒本部条例（P.1315） ・原村地震災害警戒本部規則（P.1316）
-----	--

第4 地震防災応急対策要員の参集

1 地震予知情報等の伝達

村は、県から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（以下「地震予知情報等」という。）を受領したときは、勤務時間内においては、速やかに村長へ伝達を行う。また、庁内放送等により職員に対して周知徹底を図るとともに、村の管理する施設管理者等に対して速やかにその旨を電話等を活用して伝達する。勤務時間外においては、宿日直者は速やかに総務課長及び関係課長等に通知するとともに、総務課長は村長又は副村長に報告し、関係課長は各職員に伝達する。また、総務課長は住民に対して、有線放送、緊急メール、ホームページ、広報車、消防団等を通じて地震予知情報等の周知徹底を図る。

2 職員の参集時の義務

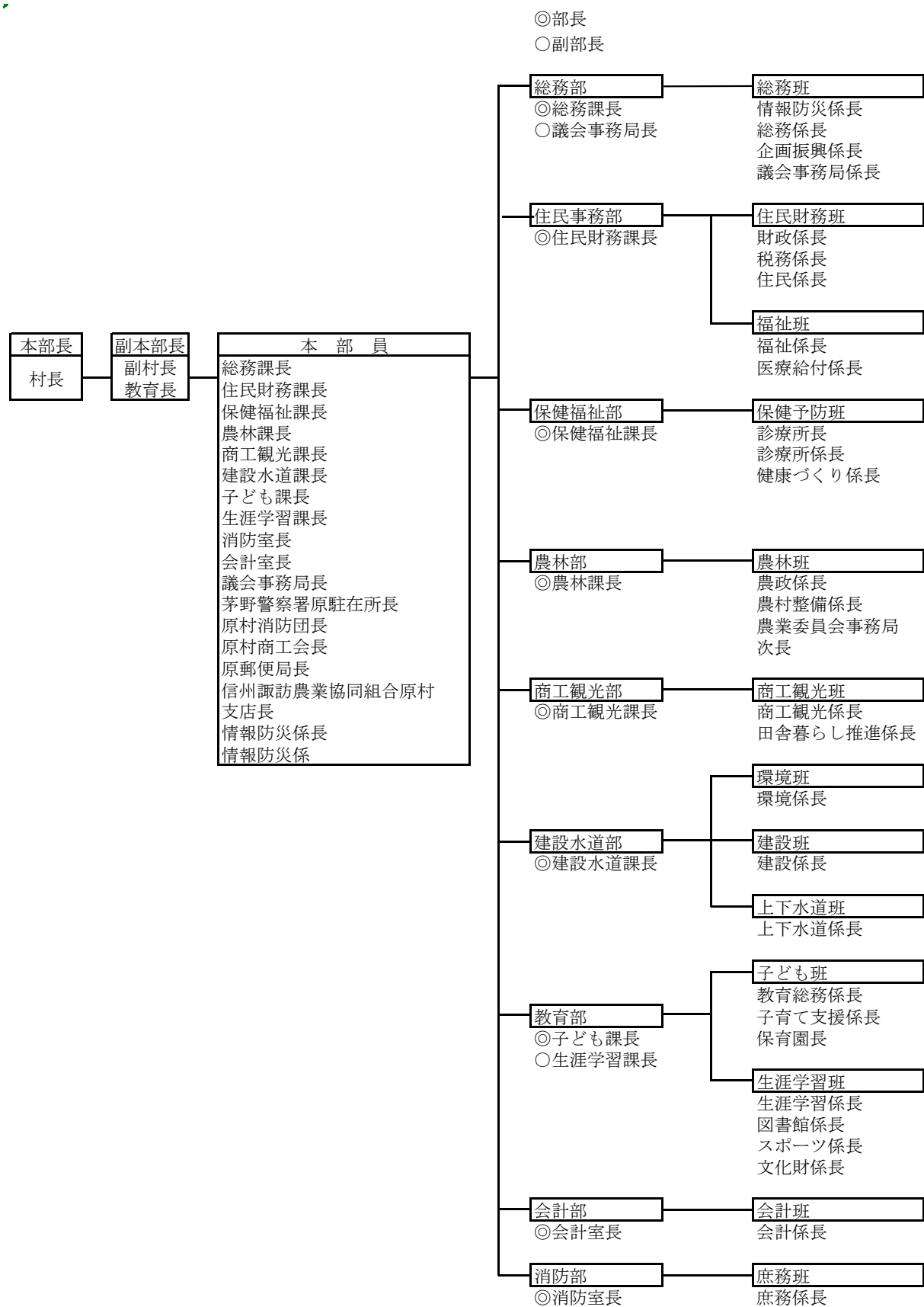
配備職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報及び警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

3 参集場所

非常配備職員は、村役場庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従う。

別表

1 原村地震災害警戒本部組織図



2 原村地震災害警戒本部の事務分掌

原村地震災害警戒本部

本部長：村長

副本部長：副村長

本部員：教育長、総務課長、住民財務課長、保健福祉課長、農林課長、商工観光課長、建設水道課長、子ども課長、会計室長、議会事務局長、消防室長、消防団長、茅野警察署職員、その他村長が指名する者

部（部長）	班（班長） 班 員	分掌事務
総務部 （総務課長）	総務班 （情報防災係長） 総務係 企画振興係 情報防災係 議会事務局	1 災害対策本部の運営全般に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 被害状況の統括、収集及び伝達に関すること。 4 避難指示及び緊急安全確保に関すること。 5 庁舎、通信施設及び公用車の保全、管理全般に関すること。 6 民間車両の調達、運輸業者の応援体制づくり及び連絡、調整に関すること。 7 自衛隊派遣要請に関すること。 8 関係機関、団体に関する協力・応援要請に関すること、並びに連絡調整に関すること。 9 区長会の応援体制づくり及び連絡、調整に関すること。 10 職員の動員に関すること。 11 緊急輸送車両に関すること。 12 防災行政無線に関すること。 13 災害救助法による救助の適用に関すること。 14 災害弔慰金の支給等に関すること。 15 広報活動に関すること。 16 臨時広報紙の発行に関すること。 17 放送・新聞機関との連絡、調整に関すること。 18 有線放送施設の保守、管理に関すること。 19 気象情報等の収集、伝達に関すること。 20 被災者に対する広聴活動に関すること。 21 災害の記録に関すること。 22 議会において必要とする事務に関すること。 23 諏訪広域連合との連絡調整に関すること。 24 その他の部の分担任務に属さない事項に関すること。

住民財務部 (住民財務課長)	住民財務班 (財政係長) 財政係 税務係 住民係	1 災害対策経費の予算措置に関すること。 2 村有財産、公共施設の災害対策及び被害調査、報告に関すること。 3 応急対策物資の購入経理に関すること。 4 被災納税者の減免、徴収猶予に関すること。 5 村民税関係被害の調査、報告に関すること。 6 資産税関係被害の調査、報告に関すること。 7 被災世帯の被害状況の調査、報告に関すること。 8 避難誘導に関すること。 9 避難所の開設及び運営に関すること。 10 避難者の救護及び避難者名簿の作成に関すること。 11 災害時の埋火葬の許可に関すること。 12 罹災証明書、その他の証明書の発行に関すること。 13 遺体の捜索及び処置に関すること。 14 食料等の確保・調達に関すること。 15 被災者等の要望、相談に関すること。 16 他の対策部の応援に関すること。
保健福祉部 (保健福祉課長)	福祉班 (福祉係長) 福祉係 医療給付係	1 在宅寝たきり高齢者、心身障害（児）者、福祉家庭等の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること。 2 要配慮者の安全確保対策に関すること。 3 炊き出しその他食品の給与に関すること。 4 被服・寝具その他生活必需品の給与に関すること。 5 救援物資及び見舞金等の配布に関すること。 6 日本赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。 7 保育所、社会福祉施設等の災害対策に関すること。 8 保育所、社会福祉施設等の被害状況の調査、報告に関すること。 9 社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 10 ボランティアの受入等に関すること。 11 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関すること。 12 義援金の配分に関すること。 13 救援物資の仕分け、配分に関すること。
	保健予防班 (健康づくり係長) 健康づくり係 診療所	1 救護班・防疫班の編成及び出動に関すること。 2 救護所の設置に関すること。 3 医薬品等の調達確保に関すること。 4 医療・保健施設利用者の避難救助に関すること。 5 医療・保健施設の被害状況の調査、報告に関すること。 6 応急対策及び復旧に関すること。 7 臨時予防接種に関すること。 8 医師会との連絡調整に関すること。 9 栄養士、保健師による避難者の健康相談に関すること。 10 感染症の発生防止及びまん延防止に関すること。

農林部 (農林課長)	農林班 (農政係長) 農政係 農村整備係 農業委員会 事務局	1 農業、林業関係の災害対策に関する事。 2 農業、林業施設の被害調査、報告に関する事。 3 農業、林業施設の応急対策及び復旧に関する事。 4 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関する事。 5 応急資機材の調達、確保に関する事。 6 営農資金、農林資金等の融資あつせんに関する事。 7 被災農家の災害融資及び営農指導に関する事。 8 家畜及び畜産施設の被害状況の調査、報告に関する事。 9 被災家畜の飼料・防疫・診断に関する事。 10 死亡獣畜処理に関する事。
商工観光部 (商工観光課長)	商工観光班 (商工観光係長) 商工観光係 田舎暮らし 推進係	1 商工・観光施設の災害対策に関する事。 2 商工・観光施設利用者の応急対策及び施設の復旧に関する事。 3 商工・観光施設の被害状況の調査、報告に関する事。 4 商工・観光資金の融資あつせんに関する事。
建設水道部 (建設水道課長)	環境班 (環境係長) 環境係	1 被災住宅復興資金に関する事。 2 環境衛生団体の応援体制づくり及び連絡調整に関する事。 3 被災地の清掃、廃棄物の処理に関する事。 4 災害による生活環境の確保に関する事。 5 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。 6 ペットの逸走対策及び保護、収容、救護に関する事。
	建設班 (建設係長) 建設係	1 公共土木施設の災害対策及び被害状況の調査、報告に関する事。 2 公共土木施設の応急対策及び復旧に関する事。 3 公共土木事業及び建築事業関係者への協力依頼に関する事。 4 公共土木施設の危険箇所及び迂回路線等の公示等に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 土木業者及び土木用重機械類の応援体制づくり並びに連絡調整に関する事。
	上下水道班 (上下水道係長) 上下水道係	1 生活用水の調達・確保に関する事。 2 上下水道施設の災害対策及び被害状況の調査、報告に関する事。 3 上下水道施設の応急対策及び復旧に関する事。 4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関する事。 5 飲料水の確保及び供給に関する事。 6 給水機器及びその修理資材の確保に関する事。 7 仮設トイレの調達、設置に関する事。

教育部 (子ども課長)	子ども班 (教育総務係長) 子育て支援係 保育園	1 園児・児童・生徒の安全確保対策及び避難救助に関すること。 2 保育・教育関係施設の被害状況の調査、報告に関すること。 3 災害時の応急教育に関すること。 4 被災園児・児童・生徒の把握に関すること。 5 学用品の調達配布に関すること。 6 学校等への避難所開設時の協力に関すること。 7 教職員の災害対策のための確保・動員に関すること。 8 被災園児・児童・生徒の育英・奨学に関すること。 9 教育関係義援金・義援物資の受付等に関すること。 10 教育関係義援金・義援物資の受付等に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習係長) 生涯学習係 図書館係 スポーツ係 文化財係	1 社会教育施設等の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。 2 社会教育施設等への避難所開設時の協力に関すること。 3 社会教育施設等利用者の安全対策及び避難救助に関すること。 4 文化財の災害対策に関すること。 5 文化財の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。
会計部 (会計室長)	会計班 (会計係長) 会計係	1 救援物資の調達に関すること。 2 災害応急救助費の出納に関すること。 3 義援金の受付保管に関すること。
消防部 (消防室長)	庶務班 (庶務係長) 庶務係	1 気象情報等各種情報の収集、報告及び伝達に関すること。 2 消防本部との連絡調整に関すること。 3 応急資機材の調達及び確保に関すること。 4 消防団及び関係機関との連絡調整に関すること。 5 消防施設に関すること。 6 被災者の救助及び救急活動に関すること。 7 火災、水防の警戒、防ぎょに関すること。 8 行方不明者及び死体の捜索に関すること。 9 被災地の警備に関すること。

(注) 各班が分掌事務を推進する場合、ほかの班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施する。

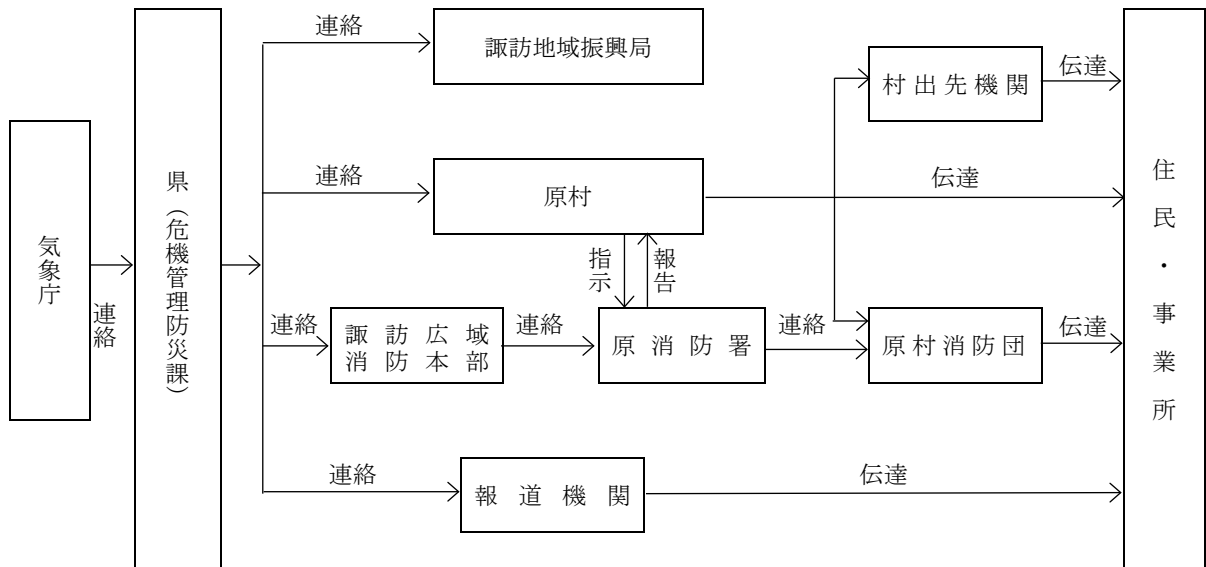
第3節 情報収集伝達計画

第1 地震予知に関する情報等の伝達

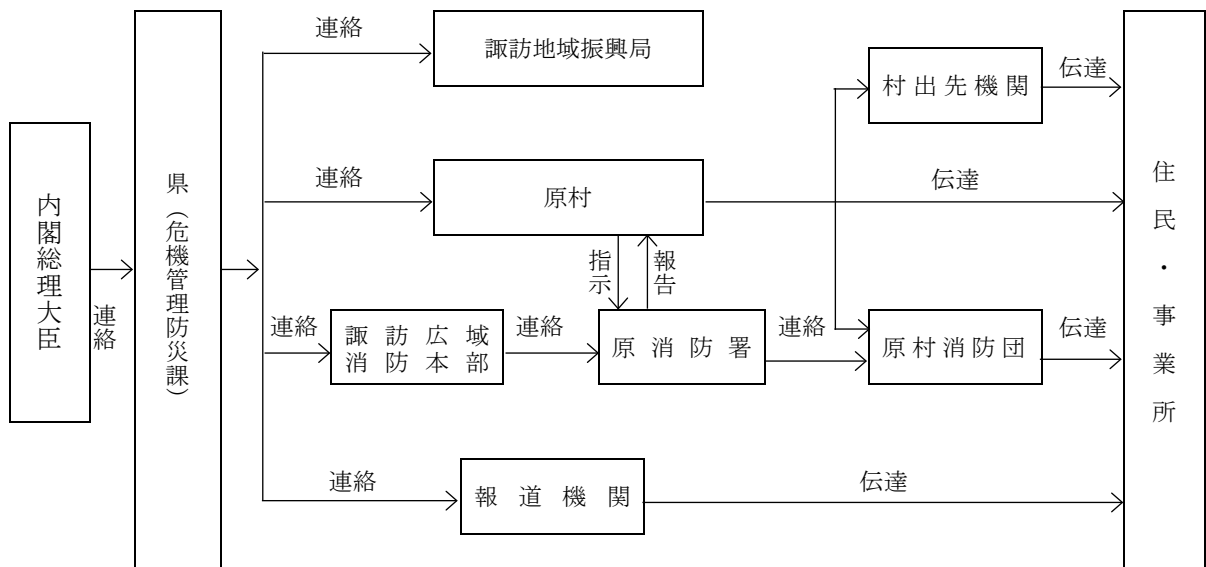
警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 伝達系統

(1) 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報



(2) 警戒宣言



2 職員への伝達方法

職員への伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線及び電話等によるものとし、勤務時間外においては、職員参集メール及びあらかじめ定めた非常連絡網により電話等にて行う。

また、自ら管理する施設等に対しても速やかに電話等により伝達するものとするが、警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ東日本

電信電話株式会社長野支店に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。

3 住民等に対する伝達手段

村は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な地震予知情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。

- (1) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。）
- (2) N T T 電話
- (3) C A T V
- (4) 有線放送（音声告知放送・サラダチャンネル）
- (5) ホームページ
- (6) 緊急メール

〔参考〕 〈「東海地震に関連する情報」の発表基準等〉

情報名称	情報の発表基準等
東海地震 予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 （3 箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震 注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （2 箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等）
東海地震 に関連する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1 箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震 に関連する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注：各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集・伝達

村は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、村警戒本部が収集する主な情報と県警戒本部への報告ルートは、次のとおりとする。

調査事項	報告ルート
医療機関等の診療状況、救護医療の出動体制	病院管理者―村警戒本部―保健福祉事務所（保健所）―県警戒本部（健康福祉部） 日本赤十字社長野県支部―（村警戒本部）―県警戒本部（健康福祉部） （社）県医師会―（村警戒本部）―県警戒本部（健康福祉部）
主要食料等の在庫状況	村警戒本部―関東農政局長野県拠点―県警戒本部（農政部）
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社―（村警戒本部）―県警戒本部（企画振興部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者―（村警戒本部）―県警戒本部（危機管理部）
道路の交通規制の状況、車両通行状況	東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱―（村警戒本部）―県警戒本部（建設部） 村警戒本部―地方整備局―県警戒本部（建設部） 村警戒本部―建設事務所―県警戒本部（建設部）
緊急輸送車両の確保台数	（社）県トラック協会―（村警戒本部）―県警戒本部（危機管理部）
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、スーパーの営業状況	村警戒本部―地方事務所―県警戒本部（危機管理部）
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	村教育委員会―教育事務所―県警戒本部（教育委員会）

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

第2 活動の内容

- 1 広報は、住民、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に対して、CATV、音声告知放送、ホームページ、緊急メール、広報車、地震防災信号等により行い、状況に応じて消防団、区長等の協力を得て住民に周知する。

なお、外国籍住民や要配慮者など、情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、文字放送など様々な広報手段を活用して行う。また、視覚障害者や要援護者等への連絡については、社会福祉協議会職員及び福祉担当職員が個々に当たるものとする。

2 広報の内容

(1) 東海地震注意情報受理時

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

(2) 警戒宣言発令後の警戒本部設置時

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等の内容
- イ 主な交通機関の運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報及び生活関連情報
- オ 事業者及び各家庭においてとるべき措置
- カ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- キ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- ク 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- ケ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- コ その他の必要な事項

第3 問い合わせ窓口

住民からの問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置を講じる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講じる。

また、避難指示の対象となる、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難を実施するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動の内容

1 避難対象地区の設定

(1) 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ村長が定める地区とする。

- ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
- イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- ウ その他村長が危険と認める地域

(2) 避難対象地区の住民等に広報車、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

(3) 警戒宣言が発せられたとき、村長は避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、村長は、地区（自治会）、自主防災組織、住民及び関係者に対し次の指導を行う。

- ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 避難場所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 避難行動要支援者の避難救護

(4) 住民は、平常時から避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等、地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は村の指示に従いあらかじめ指定された避難地に速やかに避難する。

2 車両による避難

(1) 村は茅野警察署、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。

(2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難地までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管

5 滞留旅客への対応

滞留旅客の避難対策については、事前に各事業者と十分調整しておく。

6 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については屋内避難指針の基準を満たす避難施設を選定し、屋内避難の対象とする。
- (2) 村長は屋内避難指針に従い、公立小・中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な原小学校体育館を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握する。
- (3) 村長は選定した屋内避難施設を住民に周知する。
- (4) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

7 避難活動

- (1) 村は、避難状況、避難地の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- (2) 避難地の設置及び運営については次により行う。
 - ア 避難地で生活が円滑に行えるように、必要に応じて仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。

また、避難生活の維持に当っては、地区（自治会）、自主防災組織の協力を得る。
 - イ 避難地で生活する者は、避難指示を受けた者、自主避難をした者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講じる。
 - ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - エ 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - オ 避難地の運営は、地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て村が行う。
 - カ 避難地には、運営のため必要な村職員を派遣するとともに、必要により、安全確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。
- (3) 住民及び地区（自治会）、自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し、村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保し、村は住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。また、地震発生時の飲料水確保について、村は必要な措置を講じる。

第2 活動の内容

1 食料等の確保

村は、地震発生に備え、村の備蓄物資の放出準備及び食料の調達に努める。

また、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、信州諏訪農業協同組合から円滑かつ適切な供給が得られるよう、流通食料品の現状を把握するとともに、受入れ体制の確立を図る。また、主要食料と合わせて副食物、食器類等の調達についても、村内商工業団体等と連絡調整を図る。

- ・主要食料・・・米、菓子パン、レトルト食品、粉ミルク等
- ・副食物・・・・・・缶詰、果物等
- ・調味料・・・・・・塩、醤油、味噌等
- ・食器類・・・・・・なべ、はし、紙皿、紙コップ、哺乳びん等

2 生活必需品の確保

村は、直ちに備蓄している毛布の放出準備を行う。また、協定に基づき、信州諏訪農業協同組合から円滑かつ適切な供給が得られるよう、流通生活必需品の現状を把握するとともに、受入れ体制の確立を図る。

また、大規模地震発生時に広域的な応援要請が図られるよう、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書」を締結している市町村と連絡調整を図る。

なお、生活必需品を扱う小売店舗等については、警戒宣言が発せられた場合に、食料等生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止を図り、極力営業を行うよう関係団体を通じ要請する。

- ・生活必需品・・・毛布、下着、濡れティッシュ、タオル、トイレットペーパー、懐中電灯、燃料、紙おむつ、生理用品等

3 飲料水の確保計画

- (1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 物資拠点の開設準備を行う。
- (5) 応急復旧体制の準備を行う。
- (6) 住民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連絡を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えとともに、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、救護所を避難地に設置する。

- (1) 諏訪郡医師会等に対して救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材を配備し、受入れ態勢を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

2 保健衛生体制の確立

村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は自己完結の努力をする。

- (1) し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について資機材を準備する。
- (2) 住民は、し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する。

3 医薬品等の確保

村は、地震発生に備え、原村国保診療所に対して、医薬品等の点検整備、また転倒防止措置等の対策を行うよう指示するとともに、「災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書」に基づき地震発生時に迅速に必要な医薬品等の供給が得られるよう、諏訪中央病院組合と連絡調整を図る。

・応急医薬品……包帯、ガーゼ、脱脂綿、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、三角巾等

4 救助資機材の確保

村は、原消防署と連携して救助資機材の点検整備に努め、地震発生時に迅速に救助活動できるよう努める。

資料編	・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325) ・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331) ・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1351) ・災害用備蓄医薬品の補充に関する覚書 (P. 1356) ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (P. 1357) ・原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)
-----	--

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

小学校、中学校、幼稚園及び保育所（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と綿密な連携をとり、児童生徒及び幼児（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講じる。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の作成や対策を実施する。

第2 活動の内容

学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業、保育又は学校行事、保育所行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校又は休所（園）とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登所（園）しない。

なお、遠距離通学、通所（園）などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとる。

1 児童生徒の安全対策

- (1) 児童生徒の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や、直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部又は村教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、村警戒本部又は村教育委員会と協議のうえ、対策を講じる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒等に対し、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 幼児の安全対策

- (1) 幼児については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、村が設置した避難地又は保育所で保護する。この場合、事前に保護者との打ち合わせのうえ、個々について対応の仕方を確認しておく。
- (2) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する幼児の氏名、人数を確実に把握し、村警戒本部の保健福祉部児童班へ報告する。
- (3) 保護した幼児の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、村警戒本部の保健福祉部児童班と協議のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が保育所への行き帰り中に発令された場合に備え、保護者に対し次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 保育所か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

3 その他の安全対策

社会教育、社会保育等の活動中に警戒宣言が発令された場合、主催者又は指導者は上記児童生徒等の安全対策に準じ保護活動を行う。

第9節 消防・救急救助等対策

第1 基本方針

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合、村は村地域防災計画及び村消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防対策活動を実施する。

第2 活動の内容

1 村が実施する計画

- (1) 防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (3) 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- (4) 区（自治会）、自主防災組織等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (5) 消防団、区（自治会）、自主防災組織の協力を得て、消防団屯所、公民館等に配置した資機材等の確認を行う。

2 消防機関が実施する計画

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- (3) 資機材及び救急資材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- (5) 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。

理に支障のないよう地区の実態に応じて茅野警察署と調整しておく。

- (3) 車両避難対象地区については、各地域における指定緊急避難場所の設置等環境の変化に応じてその都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難地における駐車にあたっては緊急通行車両等の走行を妨げないように配慮する。

3 要配慮者に対する支援措置

(1) 要介護者の有無等の把握

村は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等、他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。

(2) 避難時の援護

警戒宣言が発せられた場合、要介護者のうち自主避難の希望者及び自主防災組織等から収容の要請があった者については、村長の指定する施設に収容するものとし、施設までの搬送は、原則として親族又は自主防災組織が指定する者とし、村は介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

(3) 収容者への救護

警戒宣言発令後、村は(2)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(4) 外国籍住民、外来者等への対応

村は、外国籍住民、外来者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

(5) 滞留旅客の避難対策については、事前に各事業者と十分調整しておく。

4 要配慮者関連施設における避難対策

- (1) 村は避難対象地区内の要配慮者関連施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。）

イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等

ウ 「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」

（以下「屋内避難指針」という。）に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

- (2) 要配慮者関連施設の管理者は、村との調整のうえ、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講じる。

ア 夜間・休日を含めた連絡体制

イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等

ウ 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

第10節 警備対策

第1 基本方針

村は、茅野警察署に対し警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施するよう依頼する。

第2 活動の内容

1 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

2 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

3 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地、重要施設等のパトロール強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪、事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講じる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動の内容

1 電力会社(中部電力パワーグリッド株式会社)

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信(東日本電信電話株式会社長野支店、株式会社NTT・ドコモ長野支店・KDDI株式会社・ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社)

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等の安否確認に必要な措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。輻輳が発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス(ガス事業者)

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発令された場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講じる。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 郵便局

- (1) 日本郵便株式会社（信越支社）に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。
- (3) 警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に提示する。
- (5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置を講じる。

第2 活動の内容

- 1 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向についての調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 村内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- 6 住民に対して、集団心理的パニックを防ぐため、冷静な消費行動に努めるよう呼びかける。
- 7 住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより実施する。

なお、村は警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

1 一般道に関する事項

村及び道路管理者は、平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し次の事項について周知徹底を図る。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	・警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 ・車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難するとき	・避難するために車両を使用しないこと。 なお、車両避難対象地区を除く。

(1) 警戒宣言が出された場合の交通対策は、次の方針を原則として対処する。

ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 強化地域への一般車両の流入は極力抑制する。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の運行を禁止又は制限する。

2 高速自動車国道に関する事項

高速自動車国道については、一般車両の強化地域内への流入が制限されるとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入も制限されるので、これらの情報について住民に周知する。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、発災後の緊急輸送に備えて、村は輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資等の輸送範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他、警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

第3 緊急輸送ルート

県は、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ強化地域内震災対策緊急輸送路を指定している。

村内に関係する県指定震災対策緊急輸送路は次のとおりである。

〈緊急輸送路線〉

路 線 名	緊 急 輸 送 路 確 保 区 間
中央自動車道西宮線	阿智村県境～富士見町県境 [原村内の区間]
主要地方道 茅野北杜菰崎線	茅野市R152号交点～山梨県境 [原村柳沢～原村中新田]
県道 払沢茅野線	分杭信号機～茅野市20号交点 [原村払沢～原村柏木]
県道 払沢富士見線	諏訪南Ⅰ．C～上室内信号機 [原村南原～上室内信号機]
村道 払沢ペンション線 (村道1004号線)	原村払沢～鉢巻道路（県道富士見原茅野線）交点 [中央高原入口信号機～原村ペンション]
村道 ハヶ岳ズームライン (村道2016号線)	御射山信号機～鉢巻道路（県道富士見原茅野線）交点 [御射山信号機～原村原山]

- (注)・中央自動車道西宮線と主要地方道茅野北杜菰崎線は、長野県地域防災計画に定める緊急交通路交通規制対象予定道路
・緊急輸送路確保区間の〔 〕内は、村内の指定状況

第4 緊急輸送車両等の確保

- (1) 村は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、緊急輸送車両及び物資輸送拠点の確保を図る。
- (2) 村は、必要に応じて、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

第15節 他機関に対する応援要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策において本部長が必要と認めた場合、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき以下により他の市町村等に対して応援要請する。

第2 活動の内容

応急要請締結状況は、次のとおりである。

協 定 名	締 結 先	応 援 内 容
長野県市町村災害時相互応援協定	県内全市町村	・物資等の提供、あつせん ・人員の派遣等
長野県消防相互応援協定	長野県内消防事務受託市、一部事務組合及び広域連合	・市町村等がそれぞれの消防力を活用した相互応援
災害時の医療救護活動に関する協定書	諏訪郡医師会	・応急医療救護
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	諏訪郡歯科医師会	・応急歯科医療救護
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町	・物資、資機材、車両等の提供 ・職員等の派遣等
原村と日本郵便株式会社原郵便局との包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社原郵便局	・安全・安心な暮らしの実現に関すること ・地域経済活性化に関すること ・未来を担う子どもの育成に関すること ・その他、地方創生に関すること
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	諏訪みどり農業共同組合（現信州諏訪農業協同組合）	・応急生活物資の提供、あつせん
災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書	諏訪中央病院組合	・医薬品の調達、保管
原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	エルシーブイ株式会社	・災害緊急放送
緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定書	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	・応急給水のための連結管設置
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	社団法人長野県建築士会諏訪支部	・避難施設の応急危険度判定実施
災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	・飲料等供給・情報提供
災害発生時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局長	・情報連絡員の派遣
災害時における応援協力に関する協定書	諏訪生コン協同組合	・消火用水及び資材用砂・砂利等の供給、重機（オペレーター付）の提供、無線車による連絡網の確保、工場敷地の提供

震災対策編 第5章第15節
他機関に対する応援要請

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	長野県石油商業組合、 長野県石油商業組合諏訪支部	・緊急車両等への優先給油、指定施設への優先提供、物資の供給及び要因の動員、一時休憩所としての施設の提供等
諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書	諏訪広域連合、6市町村、（一社）岡谷市医師会、（一社）諏訪市医師会、（一社）諏訪郡医師会	・被災した市町村等に対する医療救護の応援活動
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	長野LP協会諏訪支部、一般社団法人長野県LPガス協会	・LPガスに係る保安の確保、避難所・公共施設等災害対策上重要な施設・応急仮設住宅に対するLPガスの供給に関する協力
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	一般社団法人日本建設機械レンタル協会長野支部	・応急対応に必要な資機材のレンタルに関する協力
災害時における応急措置に関する協定書	原村建設事業協同組合	・応急対策（人員・資材・機材等の支援）
災害等発生時における遺体搬送に関する協定書	一般社団法人全国霊柩自動車協会、公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会	・霊柩自動車による遺体搬送
大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社	・帰宅困難者対応
災害時における災害救助犬出動に関する協定	特定非営利活動法人救助犬訓練士協会	・災害救助犬出動
災害時における相互応援協定書	宮城県南三陸町	・相互応援
大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	・警戒、避難情報等の発令 ・災害対策資機材の提供 ・大規模土砂災害時等の防災体制確立
災害時における避難所等施設利用に関する協定書	学校法人中野学園	・施設利用
災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書	興亜化成株式会社、HARIIO株式会社	・生活物資等の供給
災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所	・電力供給等の相互連携
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	・災害に係る情報発信等
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	社会福祉法人誠心会	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	有限会社宅幼老所とみさと	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	社会福祉法人ひなたぼっこ	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書	社会福祉法人りんどう信濃会	・福祉避難所の指定及び設置並びに運営
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	・災害廃棄物等の処理支援
災害時における相互協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社	・災害時における相互協力に関すること
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	・災害時における物資供給に関すること
災害時の医療救護についての協定書	一般社団法人長野県助産師会諏訪地区	・災害時における医療救護に関すること
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	・災害時における物資供給に関すること
災害時における物資支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社	・災害時における物資支援協力に関すること

資料編	・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書（P. 1325） ・長野県消防相互応援協定書（P. 1328） ・長野県市町村災害時相互応援協定（P. 1331） ・災害時の医療救護活動に関する協定書（P. 1337） ・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書（P. 1342） ・原村と日本郵便株式会社原郵便局との包括連携に関する協定書（P. 1345） ・災害時における相互協力に関する協定書（P. 1346） ・災害時における物資供給に関する協定（P. 1348） ・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書（P. 1351） ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（P. 1357） ・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（P. 1362） ・災害時における応急措置に関する協定書（P. 1367） ・原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定（P. 1369） ・緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定書（P. 1372） ・災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書（P. 1376） ・災害時における救援物資提供に関する協定書（P. 1378） ・災害発生時の情報交換に関する協定（P. 1382） ・災害時の医療救護についての協定書（P. 1383） ・災害時における応援協力に関する協定書（P. 1385） ・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（P. 1387） ・災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書（P. 1389） ・災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書（P. 1392） ・災害等発生時における遺体搬送に関する協定書（P. 1395） ・大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定（P. 1398） ・災害時における災害救助犬出動に関する協定書（P. 1402） ・災害時における相互応援協定書（P. 1406） ・大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定（P. 1410） ・災害時における避難所等施設利用に関する協定書（P. 1411） ・災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書（P. 1413） ・災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書（P. 1416） ・災害に係る情報発信等に関する協定（P. 1418） ・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「富士見高原医療福祉センター」（P. 1420） ・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「宅幼老所とみさと」（P. 1422） ・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「社会福祉法人ひなたぼっこ」（P. 1425） ・災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書「社会福祉法人りんどう信濃会」（P. 1427） ・災害廃棄物等の処理に関する基本協定書（P. 1431） ・災害時における物資供給に関する協定書（P. 1434） ・災害時における物資支援協力に関する協定書（P. 1434-3）
-----	--

第3 協定等に基づく応援要請等の準備

村は災害が発生し、他の市町村等から協定等に基づく応援を受入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。

第4 自衛隊への派遣要請

村長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- 1 派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 その他参考になるべき事項

また、地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。

連絡先は、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」のとおり（時間内は第3科、時間外は駐屯地当直司令）。

第5 その他への応援要請

その他、村長は必要に応じて関係機関に応援要請する。

第16節 事業所等対策計画

第1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で、政令で定めるもの。）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を講じる。

なお、一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

第2 活動の内容

1 事業所等が実施する計画

(1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講じる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い、必要があれば応急修理を実施する。

ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画に基づいて直ちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。

2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。

この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等については適切な措置を講じておく。

第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 基本方針

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第2 活動の内容

1 村職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各施設別に行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、パンフレット等の印刷物、有線放送、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震に関連する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住民の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 児童生徒等に対する教育

(1) 教職員等への教育

村は、児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して研修会等の機会を通じて地震防災教育を実施する。

(2) 学校等が行う地震防災教育に対する助言等

村は、学校が行う児童生徒等に対する地震防災教育、訓練等に関し、必要な指導及び助言を行う。

(3) 防災上必要な施設管理者等に対する知識

村は、防災上重要な施設の管理者に対し、職員に対する教育に準じた指導を行うとともに、パンフレットの配布等により地震防災知識の普及を積極的に行う。

4 自動車運転者に対する教育

村は、広報誌等を通じ、また、交通安全協会等関係組織の協力を得て、警戒宣言が発せられた場合に運転者がとるべき行動等についての教育を継続的に行う。

教育、広報の内容はおおむね次の事項について行う。

(1) 警戒宣言及び地震予知情報の知識

(2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容

(3) 警戒宣言が発せられた場合及び地震発生時に運転者のとるべき措置

第6章 南海トラフ地震臨時の運用 (南海トラフ地震防災対策推進計画)

第1節 総 則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりに。

第3 南海トラフ地震臨時情報について

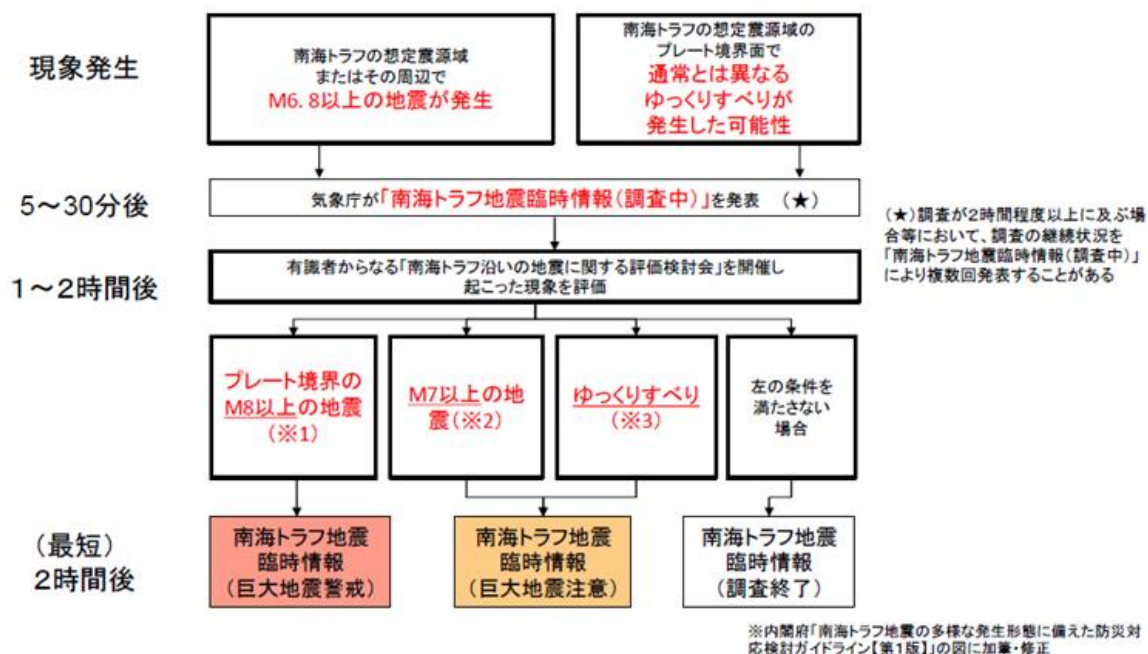
1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。

※ 南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 活動体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、地震災害警戒本部を設置する。

※ 災害対策本部体制は、震災対策編第3章第2節「非常参集職員の活動」を参照する。

※ 地震災害対策本部体制は、震災対策編第5章第2節「東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制」を参照する。

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ地震観測体制	○地震災害警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等（※1）	南海トラフ地震注意体制	○地震災害警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等（※2）	南海トラフ地震警戒体制	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施 ○災害応急対策に係る措置の実施

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等：災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等：災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

4 職員の参集

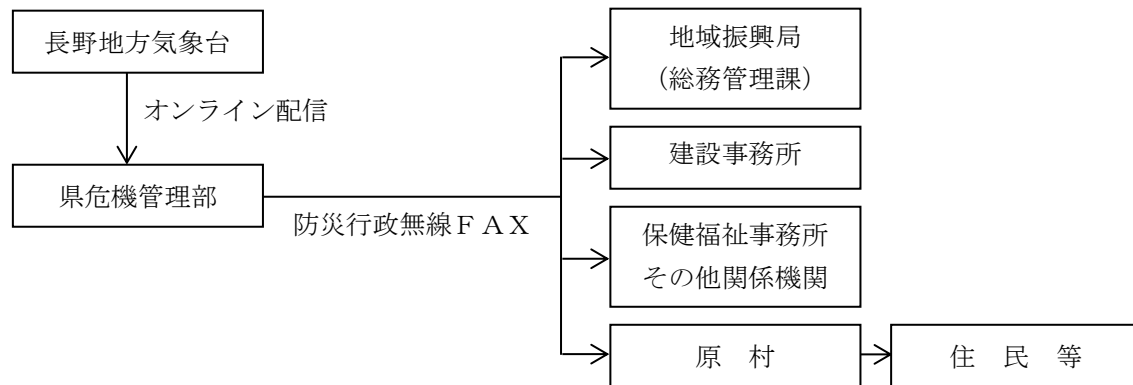
南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第3節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

1 伝達系統図



2 勤務時間内及び勤務時間外・休日の伝達要領

勤務時間内及び勤務時間外・休日の伝達要領は、震災対策編第5章第3節「情報収集伝達計画」を参照する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

村、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。

○県災害対策本部が収集する主な情報

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－市町村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部（危機管理部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部（危機管理部） （農協－市町村－地域振興局－県災害対策本部）（農政部） （労働金庫－県災害対策本部）（健康福祉部） （その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部）（危機管理部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社－県災害対策本部（建設部） 地方整備局－県災害対策本部（建設部） 市町村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
滞留旅客等の状況	市町村－地域振興局－県災害対策本部（危機管理部）

第4節 広報計画

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて、広報活動を実施する。

第2 活動の内容

1 村が実施する計画

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ） 住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

（ア） 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

（ア） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

（イ） 交通に関する情報

（ウ） ライフラインに関する情報

（エ） 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ） 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、災害情報共有システム（L－A L E R T）、携帯端末の緊急速報メール機能、CATV、音声告知、メール配信、広報車等あらゆる広報手段を活用する。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整備する。

2 防災関係機関が実施する計画

県及び村等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するにあたっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

(参考)

県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、※一定期間、日常生活を行いつつ、日常からの地震への地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ

臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)が発表された際に住民がとるべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再認識等、個々の状況に応じて、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

- ・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に移住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

- ・住宅の倒壊、地震災害に対する防災対応

耐震性の不足する住居に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の仕様を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ

日頃からの地震への備えを再認識する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表後、一部地域の被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業勝つを1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行う。その際、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

第2 活動の内容

1 地域住民等の避難行動等

(1) 土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。

(2) 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日ごろからその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

2 避難先の確保

(1) 避難所の受入れ人数の把握

ア 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、村は、あらかじめ避難者数を想定しておく。

イ 要配慮者については、福祉避難所など健全者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健全者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。

ウ 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

(2) 避難所候補リストの作成

ア 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。

イ 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者1人あたりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。

ウ 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。

（ア）施設名、住所、面積、収容人数

- (イ) 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
- (ウ) 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- (エ) 非構造部材の落下防止対策の有無
- (オ) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- (カ) 学校の状況（授業継続又は休校）
- (キ) 周辺の避難場所からの移動距離
- (ク) 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか。）
- (ケ) 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- (コ) 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

(3) 避難所の選定

避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- ア 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割りあて、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割りあて、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- イ いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意する。

(4) 避難所が不足する場合の対応

- ア 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、広域の避難や旅館、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。
- イ 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。
- ウ あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
- エ 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- オ 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

3 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、村は住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人ひとりが、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

第2 住民等の防災対応

1 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日ごろからの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施する。

2 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

(1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日ごろからの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。

(2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。

(3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

第8節 企業等対策計画

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日ごろからの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき対応を具体的に検討する。

2 南海トラフ地震に関する事業継続計画（BCP）の確認

- (1) 南海トラフ地震に関する事業継続計画（BCP）は、後発地震に備えて取りべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。
- (2) 事業継続計画（BCP）未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続にあたっての影響を想定する。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日ごろからの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

(2) 日ごろからの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日ごろから対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日ごろからの地震への

備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく。

また、日ごろからの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、すべての企業等が検討することが望ましい。

ア 安否確認手段の確認

イ 什器の固定・落下防止対策の確認

ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日ごろからの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日ごろからの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達され

るよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

第2 活動の内容

1 消防機関等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備する。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備する。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備する。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施する。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に

努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は関係機関と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供にあたっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努める。

4 金融対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施する。

5 交通

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

村は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道を含む）

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 河川

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

ウ ため池・用水路

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 庁舎、その他災害応急対策上重要な施設

非常用発電設備、無線通信機等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び救急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

・入場者等への情報伝達

- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・出火防止措置
- ・水・食料等の備蓄
- ・消防設備の点検、設備
- ・非常用発電装置の設備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 保育園、小・中学校

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

イ 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

ウ 病院・診療所等

患者・入居者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等備えて必要な措置を行う。

エ 上下水道施設

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建物、その他

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人ひとりが考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、村、県、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知する。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。

第3 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

第 1 1 節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第 1 基本方針

村は、南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日ごろからの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

第 2 活動の内容

1 職員等に対する防災上の教育

職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取組む必要のある課題

2 住民等に対する防災上の教育

過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

さらに、教育及び広報の実施にあたって、地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するとともに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意す

る。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (3) 地震に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

